

「義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業者を 対象とした補装具供給に関わる実態調査」予備調査結果概要

国立身体障害者リハビリテーションセンター研究所
我澤 賢之

本年 7 月より、全国 30 社の義肢・装具・座位保持装置（以下、「義肢等」という。）製作・修理事業者を対象とし、義肢等の製作等に要する費用ならびに経営状況に関する調査（聞き取り調査および調査票調査）を実施した。この調査は、本年 8 月末ないし 9 月初頭より予定されている、義肢等事業者の全数調査の準備として実施したものである。本稿では、その結果の概要について報告する。

1. はじめに

安定的な義肢等の供給を行っていくためには、財政状況等を踏まえつつ、義肢等製作に現に要する費用の現状を考慮して、基準額を定める必要があると考える。その現状把握を目的とし現在本調査を計画しているが、それに先立つ予備調査により、価格改定上とくに検討すべき費目が明らかになった。ここでは、予備調査結果等を踏まえ、検討すべき事項を挙げる。

予備調査では、全国 30 の義肢・装具・座位保持装置製作・修理事業者を対象に実施した。調査対象事業者の抽出については、日本義肢協会、日本シーティング協会のご協力を得て、地域や事業者規模等、なるべく多様な対象が含まれるように配慮した。調査内容については、主に、義肢・装具・座位保持装置事業経営及び製作・修理にともなう費用状況に関する聞き取り調査（8 月 8 日時点で 19 事業者について完了）を実施したところである。また、調査票（原案）による調査も実施しているが現在集計中である。

今回の予備調査は、全国に約 700 程度あると言われる事業者¹の内、一部を対象としたものに過ぎないが、義肢等価格を考える上で有益な示唆を与えるものだと考えられる。今後、この予備調査の結果を受け、最終的な価格算定方式の根拠等をまとめていくために、全事業者を対象とした本調査を実施し、その結果の分析を進める予定である。

本資料では主として聞き取り調査の中で得られたご意見をとりまとめて記載した。その中で、調査票で扱う事項については、「予備調査設問表に関連設問あり」「本調査で設問を追加」「本調査で設問の追加を検討」といった記載をしている²。

¹ 「約 700」という値は 8 月 6 日時点の、日本義肢協会、日本シーティング協会のいずれの会員になっていない事業者も含めた概数値。実際はもう少し少ないという指摘もある。

² 「予備調査設問表に関連設問あり」としている事項について、関連する費用（例えば作業時間等）面についてのみ設問があるものを含む。

2. 本調査に向けた方向性

予備調査の結果を受けて、本調査では、下記の点に重点をおくこととしたい。

○義肢等の収支

事業者の義肢等事業の採算性を維持するには、どの程度の収入が必要かを判断するために使用する。

○個別の補装具種別に対応する費用

所要正味作業時間、使用材料量など。予備調査でも同様のことを質問しているが、事業者全体に対し調査をすることで、統計処理するのに十分な標本数を確保する。

○営業における移動等に伴う費用

○納品後に必要となるメンテナンス作業に要する費用

○機能面以外にかかる付加部分（外観等）の作業に要する費用

外観を整えるなど、基本工作法以外の作業で、現行制度では所要費用として見なされていない部分の作業に要する費用については、現状、事業者が負担しているケースが多いと考えられる。

なお、調査票の形式面の問題について、予備調査の回答にかかる問い合わせ状況から、事業所間の関連データの整備状況に差異があり、売上の詳細に関する設問など事業者の多くにとって回答困難な設問も明らかになってきた。本調査のための調査票においては、回答時の負担を減らす観点からも、本資料で示した価格算定上のポイントとの関連が深い設問にある程度絞る必要があると考えられる。

3. 予備調査で得られた主なご意見

経営状況に関するものについて		
	「今期は赤字決算になる見込み」などの、経営状況の厳しさを示すコメントあり。	予備調査設問表に関連設問あり
製作に要する時間について		
	義肢・装具について、20年位前との比較で、所要作業時間が増えている。ベテランのスタッフの中には「昔の倍時間がかかるようになった」という人もいる。 一方で、「それほど変わっていない」という事業者もあり、意見が分かれている。	予備調査設問表に関連設問あり
以前と比較して、作業時間を短くする方向に影響していると考えられる要因について		
	義肢について、ものを作る時間自体はモジュラー化が進んだことで、作業時間が短縮している部分があるのではないかと。	予備調査設問表に関連設問あり
以前と比較して、作業時間を長くする方向に影響していると考えられる要因について		
	デザイン、色、形状といった、外装面などで、機能面以外のところにこだわりのある利用者が増えている。これに要する費用について、なかなか利用者に自己負担をしてもらいにくく、事業者が負担をしている。 ※ たとえば、歩行時などに膝の形がきれいに出るように、など。 ※ 座位保持装置などでは、利用者である児童の両親が見た感じの良さをもとめる場合がある。 ※ 装具について、オプションとして利用者の自己負担分としている事業者もある。	本調査で、はこのような機能面以外の付加部分に要する作業に掛かる時間を切り分けて質問する
	完成用部品の高機能化にともない、利用者に合うように調整するのに要する時間が増えている。	予備調査設問表に関連設問あり
その他		
	補装具の件数をこなした数で、製作技術の成熟度が決まってくる。このため、件数の集まる事業所とそうでない事業所との間に、事業所間の技術格差(製作に要する作業時間等)に差が出てきているのではないかと。	予備調査設問表に関連設問あり
	経営が厳しい中で、技術向上に努める余裕がなくなっている。	

営業における移動等に付随する費用にかかる問題について		
	<p>元々営業先として関わりのある病院の先生が他地域に異動をしたあと、異動先の病院に出入りするようになる、といったなかで、遠隔地の取扱が生じてきている。</p> <p>※ 事業者によって、同一地域に複数の営業先があるところもあれば、単一の営業先に行くため長距離移動を要するところもある。この点、同一地域でも、事業所によって差がみられた。</p> <p>※ 事業所によって、作業時間にしめる製造と営業の比率は、製造のほうが長いとするところ、営業が長いとするところ、分かれるところである(何を作るかが関係する部分もある)。</p>	予備調査設問表 に関連設問あり
	<p>事業所としては、遠距離の移動をすると採算上厳しいので、なるべく事業所に来て下さることを求めている。</p> <p>山間部などの交通不便地に在住される利用者さんについては、なるべく近場に来てもらうようにしている。</p>	
	<p>移動に伴う利用者の費用負担について。利用者の中でも遠隔地(事業所から 80km、120km)から交通費を自己負担して来て下さる利用者さんがいる一方で、自宅に来ることを求める利用者さんもいる。利用者の費用負担上不公平が生じている。</p>	予備調査設問表 に関連設問あり
	<p>営業における移動等に要する時間は、製作するものの種別で大きく変わると言うことはない。</p>	予備調査設問表 に関連設問あり
	<p>交通不便地などで、更生相談所による巡回相談等が実施されているが、そこに呼ばれる事業者の交通費などは自己負担となる。</p> <p>※ 一方、地域によっては交通費などの支給を受けている事業者もある。</p> <p>※ このようなサービスを以前行っていたのが現在実施されなくなっている地域もある。</p>	予備調査設問表 に関連設問あり ※ただし、地方自治体等から補装具事業に関連して、費用の支給があるものの調査項目を追加するか検討
	<p>特定の都道府県を指定し、長距離移動を考慮した営業移動費用を価格設定に見込んではどうか。</p> <p>※ 地域によっては、営業用の車の走行距離が3年間で 16万キロに達するケースがある。</p>	予備調査設問表 に関連設問あり

	<p>自宅訪問について、納品まで最低3回行かねばならないとする事業者があった。</p>	<p>予備調査設問表 に関連設問あり</p>
	<p>営業先の総合病院で、整形外科医の手伝いを求められ、「毎日来てほしい」とも言われる。同業者が増えて競争が厳しくなり、総合病院では営業出入り事業者が複数ある。そのなかで、このような依頼を断りにくい。</p> <p>このような状況のなかで、営業に占める、待機時間・移動時間の割合が大きくなってきている。</p>	<p>予備調査設問表 に関連設問あり</p>
	<p>以前は事業所から営業先病院に「何曜の何時に行く」ということを指定し病院があわせていたのに対し、今では診療時間中補装具事業者が待機していなければならない。これにともない、営業に占める待機時間が増えてきている。</p>	
	<p>自立支援法など制度面でどういうものがあり、どのような選択がありうるかについての説明を事業所の営業スタッフがしなければならず、長いケースで30分程度かかる。この点は本来、行政等で行うべきではないか</p>	<p>予備調査設問表 に関連設問あり</p>
	<p>寒冷地地域で。夏場と冬場で営業移動時間が大きく異なる。夏場3時間で行くことのできる場所が冬場だと5時間かかる。鉄道などの交通機関がストップするリスクを考えると前日入りをせざるを得ないケースもあるなど、営業移動の費用負担が大きくなる。</p>	<p>予備調査設問表 に関連設問あり</p>
<p>納品後のメンテナンス、修理に関して</p>		
	<p>納品後、5割方のケースでは事後調整が必要。実際に使い出してから、利用者さんが違和感を感じたり、調整すべき点が見えてくることもある。</p>	<p>予備調査設問表 に関連設問あり (納品後作業時間)</p>
	<p>義肢に関しては、納品後のメンテナンスに関して自宅に来てくれといわれることが多い。(→営業待機・移動費用の問題とも重なる。)</p>	
	<p>納品後9ヶ月の無償メンテナンス期間でも、使用者の使用法によって摩耗・破損してしまうケースもある。</p> <p>「利用者が外出などの多い方で、どうしても靴がすり減ってきてしまう」、「装具をつけた子供さんが、高いところから飛び降りて、壊れた」など。</p> <p>利用者の仕事によっては、3ヶ月程度で修理が必要になる場合もある。</p>	

	<p>納品後 9 ヶ月の無償メンテナンス期間について。納品後利用者にある程度慣れてもらうことが必要な部分もあるのに、利用者にそれを理解してもらえず「直してくれ」ということになる場合がある(従来から義肢を使用している利用者が、自身の身体能力の低下を認めることができず、「昔使っていたもののほうが良かった」など、義肢の不具合のせいにしてしまうケースがある)。</p>	
	<p>(座位保持装置)児童対象の場合、成長への対応が必要。</p>	
	<p>修理項目が少なすぎる。</p>	<p>本調査で修理項目に付加すべき事項についての設問を追加</p>
	<p>規定の修理項目外のものを、どのようにするか。</p>	
	<p>修理・メンテナンスの実費自体は安価である場合、むしろ営業の移動に要する費用のほうがはるかに高い場合がある。 例えば、座位保持装置のタイヤのムシゴムの交換など</p>	<p>予備調査設問表に関連設問あり (営業待機・移動に要する時間比率についての設問)</p>
	<p>修理の際は、修理を開始してから公費利用ができない、ということのないよう、利用者ご本人に行政への連絡をしてもらうようにしている。</p>	
	<p>納品後(特に義肢利用者が出先で急に義肢故障により動けなくなってしまうことがないように)、利用者に「定期的なチェック」を求めているが、なかなかチェックに来られる方がいない。</p>	
	<p>部品の組み合わせによって、早期に破損してしまうケースがある。アルミパイプと完成用部品のチタンパーツを組み合わせ使用し、義足を製作したところ、チタンの強度にアルミが耐えられず折れてしまい、3年で破損など。</p>	
<p>完成用部品について</p>		
<p>補装具製作費用に直接的に関わるもの</p>		
	<p>完成用部品の公示価格は明示されているものの、補装具事業者への販売価格は明示されていないため、完成用部品が実際には想定されている販売価格以上の値段で販売をしている場合がある。このことが補装具事業の採算を厳しくし</p>	<p>予備調査設問表に関連設問あり</p>

	ている。	
	高価な完成用部品には、利用者の特性に合わせて調整をするのが大変なものが多い。これを利用する場合、採算上厳しくなる。	予備調査設問表に関連設問あり
	昔申請・登録された輸入完成用部品について、為替レートが現在よりもずっと円安だった時代の価格がなぜ、今も同じ価格なのか。円の価値が上がった今は、もっと値下げできるはずだ。	完成用部品製造者・輸入者を対象とした調査に関連設問あり
	補装具製作開始前の試用のための完成用部品の調達費用が補装具費には計上されておらず、負担が大きい。 ※ 一方で、この用途の完成用部品について、完成用部品メーカーから送料負担のみで無料レンタルをしているという事業者も複数あり。	
	完成用部品メーカーによっては、送料が購入者(補装具事業者)負担となっている。	
	(座位保持装置について) 完成用部品の値段が高い。同等品を事業者で作ると個人への個別対応を図っているにもかかわらずずっと安価なものができる。 完成用部品の価格を下げられれば、利用者や公費の負担を減らすことができる。 完成用部品であれだけ高い物が認められるのであれば、事業者が作った場合の座位保持装置価格を挙げて欲しい。 完成用部品は品質保障がされている面はある。	
	(特に座位保持装置に関連して) 安価な完成用部品が広く供給されるようになればいいのだが、完成用部品申請の制度が必ずしも広く知られてはいない。	
	急場に対応できるようある程度完成用部品のストックをしているが、新製品の登場により旧式化してしまい、ストックが無駄になってしまうことがある。	本調査のなかで、この部分を切り分けて質問するかどうかを検討
その他		
	リストに掲載されている完成用部品を使う前提で交付決定がなされたのに、実際にその部品を使用しようとするときに供給が停止されていて利用できず、困ることがある。廃	完成用部品製造者・輸入者を対象とした調査で、供

	止手続きを徹底できないか。	給量を調査している
義肢に関して		
	<p>義肢は技術的な「看板」ではあるものの、利益は生んでいない。</p> <p>義肢の採算が厳しいのに対し、装具は採算上余裕があるという、ギャップがある。</p> <p>※「同一地域で義肢の取扱が多かった事業者が事業をやめた結果、急に義肢の取扱が増えたところ売上げは増えたのに利益は減少した」という話もきかれた。</p>	予備調査設問表に関連設問あり
	アルミ製殻構造義足について、所定の価格では採算上厳しい。	予備調査設問表に関連設問あり
	<p>チェックソケットが1本で済まないことも多々ある。肩義手で3本、大腿義足で5本程度。ただ、ここで念入りに作業しておくことで、納品後の必要作業が減るという部分もある。</p> <p>※この点、納品後の必要作業が変わってくることはあまりないだろう、という意見もあり。</p>	予備調査設問表に関連設問あり
	シリコンのソフトインサートであるケース以外は、チェックソケットの費用の負担が現行基準のもとでは厳しい。	予備調査設問表に関連設問あり
	ライナー以外でも、形式によらずチェックソケット費用を加算するようにできないか。	本調査時に、該当設問を追加することを検討。
装具に関して		
	義肢のチェックソケット同様に、チェック用装具製作の費用を加算するようにできないか。	本調査時に、該当設問を追加することを検討。
	採寸に関して、採型以上に手が掛かるケースがある(利用者が寝たきりの場合など)	本調査時に、個別補装具の所要費用に関する設問に、とくに費用が掛かった場合の事情などを書く欄を設けることを検討。
	急ぎの場合、治療用装具に切り替える対応を取る。	

座位保持装置に関して		
構造フレームに関する費用問題		
	構造フレームに金属フレームの場合、所定の価格では採算上厳しい(特に、ティルトの場合)。	予備調査設問表 に関連設問あり
	構造フレームに、ティルトかつリクライニングを導入した場合、所定の価格では採算上厳しい。	予備調査設問表 に関連設問あり
	車いすフレームの場合、座位保持装置として製作する部分と重複することとなる部分について「車いすの各部位の交換価格の95%を相当する価格と見なし、控除する」ことになっているが、これだと採算上厳しい場合がある。例えば、「完成用部品の固定金具部品を使用する場合」などの限定文言を付加してはどうか。	予備調査設問表 に関連設問あり
成長対応に関する問題について		
	成長対応の完成用部品が出てきたが、成長後の対応について補装具費をどのように利用できるのか、その制度を整える必要がある。	※別途調査が必要か？
	成長対応の完成用部品が出てきたが、関連部品については完成用部品として認められていないので、その部分が利用者実費負担になる。	※別途調査が必要か？
	利用者の成長に対応するため、パッドを作り替えることで対応しているものの、パッドの設定価格上むずかしい。	予備調査設問表 に関連設問あり
	使用者である児童が成長してしまうと、物自体は使用可能であるにもかかわらず、使えなくなってしまう。	
その他		
	他の事業も行っている事業者で、「座位保持装置単独では赤字」と指摘するところがある。	
	複数台給付が難しい場合がある。 ※ 利用者によっては、2台目以降として友人などのお古を使用する場合も。 ※ 「障害状況に応じた補装具の基準額」を行政で作し、その金額範囲内で多機能単一台の物を作っても良し、環境に合わせて複数台を作っても良しというようにできないか。	
	基本的な日常生活のあらゆる場面での「姿勢保持」を事業者としてはカバーしたい。親が介護者の場合など、利用者が成人し体が大きくなること、親の体力の低下などにもな	※別途調査が必要か？

	い、生活の各場面をサポートする姿勢保持装置が必要である。しかし、制度面では立位保持用のもの、トイレ使用、入浴時などのものになると自費になってしまう。	
	採寸・採型のいずれの手法を用いるべきか、客観的な基準を作ってはどうか。	
	利用者が施設にいたときに座位保持装置を作成したが、利用者が自宅に戻ってみると環境の違いにより使うことができなかった、というケースがあった。製作時点で、想定する使用環境をどこまで見ておくべきなのか。	
	(座位保持装置) 付属品として使用頻度の高いものについて付属品リストへ入れるべき。	本調査に具体的な品目をきく設問を追加
利用者負担額について		
	(特に座位保持装置で) 利用者が児童だと両親がまだ若いことが多く、所得も比較的低い場合が多い。1割負担が生じたことにより、作り控えも見られる。	
	自己負担分についても、オプションとして価格を制度化できないか。これにより、事業者が所要費用を自己負担している部分を減らすことができるのではないか。	
判定について		
	判定に先立ち、その準備としてどのような部品が合うか確認をしつつ作業を開始していたところ、作業開始後に利用者が亡くなってしまった。その費用については事業者が持つように、地方自治体よりいわれた。 ※ ソケット等、先に作り出してみないことにはどういう物になるか見えてこない部分がある。	
	特例補装具の認められやすさなど、地方自治体によって差がある。	
	義肢装具士が処方箋の案を書き、医師が内容を確認しはんこを押す、などできないか。	
	遠隔地の利用者を考慮し、来所判定でなく書類判定のような仕組みは作れないか。	
その他		
直接費用負担の大きさに関係するもの		
	材料(石膏、金属など)のゴミになった部分の廃棄費用が	

	<p>かかるようになった(月十数万円程度)。以前は埋め立てで済んでいたものが、現在は分別が必要になり手間・費用が掛かるようになった。</p>	
	<p>使わなくなった補装具の廃棄に関して、利用者より頼まれた場合どうするか。うちでは、一応、利用者より手数料をもらって処理している。</p>	
<p>直接費用負担の大きさに関係しないもの</p>		
	<p>医師に比べて、不平不満などが事業者に向きやすいように思われる。お客さんの意見を聞くことができるというのはいいことではあるが、内容によっては困ることもある。</p> <p>※ 例えば、移動費用事業者持ちで自宅訪問をしているにもかかわらず「電気代が使われた」などの指摘を受けることがある。</p> <p>自宅訪問時など、医師がいないケースだと説明に納得してもらうことが難しいケースがある。</p>	
	<p>薬剤に準じるような形で、利用者が好きな補装具事業者を選べるような形になれば良いのだが。</p>	
	<p>基本費用に、どのような費用が含まれているのか、よく分からない。</p>	